

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	未熟児養育費負担金	事業開始年度	昭和33年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	担当課室	母子保健課	泉 陽子		
会計区分	一般会計	上位政策	—			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子保健法第20条、第21条の3	関係する計画、通知等	未熟児養育事業の実施について (厚生省児童家庭局長通知 昭和62年7月31日付け児発第668号) 母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について (厚生労働事務次官通知 平成20年6月4日付け厚生労働省発雇児第0604003号) 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳児の健康の保持増進を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	対象者: 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの 給付内容: 未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助 ○実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区 ○補助率: 1/2					
実施状況	平成20年度実施状況 実施主体: 134(全都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区) 給付人数: 27,971人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	3,585	3,417	3,447	3,317	3,410
	執行額	2,914	2,860	2,975	※平成20年度から移送費を結核児童日用品費等負担金に組替えたため、平成19年度は移送費を含んだ額となっている。	
	執行率	81.3%	83.7%	86.3%		
	総事業費(執行ベース)	7,109	6,983	7,270		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	都道府県等は、「母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について(平成20年6月4日厚生労働省発雇児第0604003号)」の規定に基づき、事業実績報告書に関係書類及び当該事業に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、国に提出することとされており、これらの提出書類により支出先等について確認を行っている。				
	見直しの余地	特に適切な処置が必要な未熟児に対し、安心して適正な医療の給付がなされるよう、引き続き事業を実施する必要がある。				
予算・監視の効率化	本事業は、母子保健法に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。					
補記						

厚生労働省 2,975百万円

〔交付申請書の内容審査、交付決定等〕



【補助】

都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区
(136カ所)
2,975百万円

〔未熟児養育事業の実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.埼玉県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	医療給付	140			
計		140	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

(別紙)

平成21年度 母子保健衛生費負担金
(未熟児養育費負担金交付先上位10自治体)

	実施主体名	金額(百万円)
1	埼玉県	140
2	大阪府	103
3	千葉県	85
4	愛知県	80
5	福岡県	77
6	大阪市	73
7	東京都	72
8	横浜市	68
9	茨城県	64
10	兵庫県	56